

解説

一九三〇年代に近代漁業が盛んになるにつれ、遠洋漁民と沿岸漁民との間で、国際摩擦が発生するようになった。なかでも、米国は、アラスカ産のサケに対して領海を越えて管轄権を有すると主張し、また、一九四五年には、米国の領海に隣接する公海上に漁業保存水域を設定した。このような米国の行動は、第二次大戦後から今日に至る国際漁業制度に大きな影響を与えた。

この分野の条約は、乱獲防止と持続可能な利用の確保を目的としており、MSSY、MEBYまたはOYなどの具体的な捕獲基準を定めてきた。また、オットセイ保存条約、ハリバ保存条約、国際捕鯨取締条約などがある。また、地中海、黒海、北太平洋、北大西洋などの地域漁業条約も作成され、国際漁業委員会も設立された。一九五八年には、漁業・海洋生物資源条約や大陸棚条約など、海洋に関する四条約が採択された。

一九六〇年代になって、日本を始めとする遠洋漁業国の操業地域と操業形態が急速に拡大した。開架土上沿岸国は、それに脅威を感じ、海洋先進国による独占的な利用を阻止し、公正な海洋秩序を樹立する必要があるとして、二〇〇カイリ水域の主張を行った。これに対して、海洋先進国は反対したが、内陸国及び地理的不利国も、二〇〇カイリ水域は、最も豊かな漁場を先進国に与えてしまい、従来以上に不公正な制度であるとの批判を行った。

最終的に、一九八二年の国連海洋法条約(V章)は、二〇〇カイリ排他的経済水域制度を樹立するとともに、遡河性魚種または降河性魚種については、母川国管理制度を併設している。また、高度回遊性魚種の場合または同一の魚種もしくは関連する魚種が複数の二〇〇カイリ水域及び公海に係わる場合は、国際管理体制を確立することまたは関係国間で調整することを求めている。

二〇〇カイリ時代になってからは、入漁及び漁業協力のための二国間条約が急増し、相対的に地域条約の役割は減少した。

二〇〇カイリ制度は、遠洋漁業国による乱獲の防止については部分的に効果をもたらした。しかし、それは、海洋資源とともに科学的データも囲い込み、海洋のモザイク化現象を引き起こした。さらに、海洋法条約が求めている右記の調整も進展していないため、境界を越

えて移動する海洋生物の資源管理については、逆効果となっている。

他方、二〇〇カイリ時代になって、遠洋漁業国は、規制の緩い公海における漁業に乗り出した。公海は資源密度が薄いため、その漁業形態も漁法も大規模なものとなった。このことは、公海に隣接している二〇〇カイリ水域を有する沿岸諸国の概念を薄くさせた。

そのため、再び、公海漁業の規制が求められており、ベトリング海や南太平洋地域における公海漁業には禁漁を含む厳しい漁獲規制が行われている。リオデジャネイロで開かれた地球サミットにおいても公海漁業資源の管理が主要議題とされた。

また、公海流し網漁業についても、一九九二年末までにすべての公海において大規模流し網漁業を禁止する国連総会決議が採択された。しかし、公海流し網漁業に対して指摘された混獲などの問題は、その他の近代漁法にも生じている。また、底式や網や巻き網のような大型の漁網に対しても規制が強められつつある。なお、米国は国内法によって、イルカを漁獲するような漁法を行っている国からのマグロ製品の輸入を禁止したが、その措置はGATT違反として問題とされた。

最近では、国際捕鯨取締条約や南太平洋流し網漁業禁止条約に見られるように、持続可能性に加えて生態学的そして生物種々の様相が強くなっている。また、境界を越えて移動する海洋生物資源を国際的または地域的に管理することの重要性も再認識されつつある。他方、ワシントン条約(Ⅲ章)の第八回締約国会議において、漁業条約とワシントン条約との密接な協力関係が求められた。

国際的な漁業問題の中心は、公海漁業の問題であった。公海自由に基づく漁業と沿岸国管理下の漁業という異なる形式の漁業が行われる海域が接していること、そして、魚は同海域を回遊していることの問題の根本がある。これまでは、二〇〇カイリ水域のように、問題が生じていた海域を沿岸国管理下に置くことによって解決してきた。

しかし、それは、問題の生じる海域を沿岸から遠ざけただけであり、管轄権の境界を越えて海洋生物が移動する限り、問題の根本的な解決にはなっていない。各国の二〇〇カイリ水域相互間及び公海との間で、海洋の生態条件に基づいて緊密に連動する管理制度が樹立されなければならない。

(磯崎 博司)

1 条 約

●国際捕鯨取締条約

署名 一九四六年二月二日(ワシントン)  
効力発生 一九四八年二月一日  
日本国 一九五二年二月二日(国内閣決定、三月十三日国会承認、四月二日加入)  
賛成国、同日発効、七月二日公布  
・条約第二号  
改正 一九五九年五月一日(条約第一五号)  
最近修正 一九九一年一月二二日(外信第二五号)

正当な委任を受けた自己の代表者がこの条約に署名した政府は、

鯨族という大きな天然資源を将来の世代のために保護することが世界の諸国の利益であることを認め、

捕鯨の歴史が一区画から他の区域への産獲及び一鯨種から他の鯨種への産獲を示しているためにこれ以上の産獲からすべての種類の鯨を保護することが緊要であることにかんがみ、

鯨族が捕鯨を適当に取り締まれば繁殖が可能であること及び鯨族が繁殖すればこの天然資源をそのおなわいで捕獲できる鯨の数を増加することができることを認め、

広範囲の経済上及び栄養上の困難を軽減することができるだけすみやかに鯨族の最速の水準を實現することが共通の利益であることを認め、

これらの目的を達成するまでは、既に数の減つたある種類の鯨に回復期間を与えるため、捕鯨作業を捕獲に最もよく耐えうる種類に限らなければならないことを認め、

千九百三十七年六月八日にロンドンで署名された国際捕鯨取締協定並びに千九百三十八年六月二十四日及び千九百四十五年十一月二十六日にロンドンで署名された同協定の議定書の規定に具現された原則を基礎として鯨族の適当な保存及び増大を確保するため、捕鯨業に関する国際取締制度を設けることを希望し、且つ、

鯨族の適当な保存を図つて捕鯨産業の秩序のある発展を可能にする条約を締結することに決定し、次のとおり協定した。

第 一 条

1 この条約は、その不可分の一部を成す附表を含む。すべて「条約」というときは、現在の語句における、又は第五條の規定に従つて修正されたこの附表を含むものと了解する。

2 この条約は、締約政府の管轄下にある母船、鯨体処理場及び捕鯨船並びにこれらの母船、鯨体処理場及び捕鯨船によつて捕鯨が行われるすべての水域に適用する。

第 二 条

この条約で用いるところは、

1 「母船」とは、船内又は船上で鯨を全部又は一部処理する船をいう。

2 「鯨体処理場」とは、鯨を全部又は一部処理する陸上の工場をいう。

3 「捕鯨船」とは、鯨の調査、捕獲、殺害、引寄せ、繁殖又は採集の目的に用いる、ハリネプターその他の航空機又は船舶をいう。

4 「締約政府」とは、批准書を登記し、又はこの条約への加入を通告した政府をいう。

約への加入を通告した政府をいう。

第 三 条

1 締約政府は、各締約政府の一人の委員から成る国際捕鯨委員会(以下「委員会」という。)を設置することに同意する。各委員は、一個の投票権を有し、且つ、一人以上の専門家及び顧問を伴うことができる。

2 委員会は、委員のうちから一人の議長及び副議長を選挙し、且つ、委員会の手続規則を定める。委員会の決定は、投票する委員の単純多数決で行う。但し、第五條による行動については、投票する委員の四分の三の多数を要する。手続規則は、委員会の会合における決定以外の決定について規定することができる。

3 委員会は、その書記長及び職員を任命することができる。

4 委員会は、その委任する任務の遂行のために望ましいと認める小委員会を、委員会の委員及び専門家又は顧問を設置することができる。

5 委員会の各委員並びにその専門家及び顧問の費用は、各自の政府が決定し、且つ、支払う。

6 国際連合と連携する専門機関が捕鯨業の保存及び発展と捕鯨業から生ずる生産物とに関心を有することを認め、且つ、任務の重託を受けることを希望し、締約政府は、委員会を国際連合と連携する一の専門機関の機構のうちに入れるべきかどうかを決定するため、この条約の実施後二年以内に相互に協議するものとする。

7 それまでの間、グレート・ブリタン及び北部アイルランド連合王国政府は、他の締約政府と協議して、委員会の第一回会合の招集を取りきめ、且つ、前記の第六項に掲げた協議を促進する。

8 委員会のその後の会合は、委員会が決定すること

るに従つて招集する。

第四条

- 1 委員会は、独立の締約政府機関若しくは他の公的機関施設若しくは団体と共同して、これらを通じ、又は単独で、次のことを行うことができる。
  - (a) 鯨及び捕鯨に関する研究及び調査を奨励し、勧告し、又は必要があれば組織すること。
  - (b) 鯨の現状及び傾向並びにこれらに対する捕鯨活動の影響に関する統計的資料を集めて分析すること。
  - (c) 鯨の数を維持し、及び増加する方法に関する資料を研究し、審査し、及び頒布すること。
- 2 委員会は、事業報告の刊行を行う。また、委員会は、適当と認められた報告並びに鯨及び捕鯨に関する統計的、科学的及び他の適切な資料を、単独で、又はノールウェー国サンテゾルダの国際捕鯨統計局並びに他の団体及び機関と共同して刊行することができる。

第五条

- 1 委員会は、鯨資源の保存及び利用について、(a) 保護される種類及び保護されない種類、(b) 鯨の年齢及び成熟期、(c) 鯨の大きさ及び保護区域の指定を含む、(d) 各種類についての大きさの制限、(e) 捕鯨の時期、方法及び程度（一漁期における鯨の最大捕獲量を含む）、(f) 使用する漁具、装置及び器具の型式及び仕様、(g) 捕獲方法、(h) 捕獲報告並びに他の統計的及び生物学的記録並びに(イ) 監督の方法に關して規定する規則の採択によつて、附表の規定を随時修正することができる。
- 2 附表の前記の修正は、(a) この条約の目的を遂行するため並びに鯨資源の保存、開発及び最善の利用を図るために必要なもの、(b) 科学的認定に基づき、

第六條

- 1 委員会は、鯨又は捕鯨及びこの条約の目的に關する事項について、締約政府に随時勧告を行うことができる。
- 2 締約政府は、この条約が要求する報告並びに統計的及び他の資料を、委員会が定める様式及び方法で、ノールウェー国サンテゾルダの国際捕鯨統計局又は

第七條

- 1 各締約政府は、この条約の規定の適用と其の政府の管轄下の又は船舶が行う作業におけるこの条約の規定の違反の処罰を確保するため、適当な措置を執らなければならない。
- 2 この条約が捕獲を禁止した鯨については、捕鯨船

第十二條

(イ) 母船又は鯨体処理場の敷又は国籍に対する制限を伴わず、また母船若しくは鯨体処理場又は母船若しくは鯨体処理場時に特定の担当をしないもの並びに(ロ) 鯨の生産物の消費者及び捕鯨産業の利益を考慮に入れたものでなければならない。

- 3 前記の各修正は、締約政府については、委員会が各締約政府に修正を通告した後九十日で効力を生ずる。但し、(a) いずれかの政府がこの九十日の期間の満了前に修正に対して委員会に異議を申し立てたときは、この修正は、追加の九十日間は、いずれの政府についても効力を生じない。(b) そこで、他の締約政府は、この九十日の追加期間の満了期日又はこの九十日の追加期間中に受領された最後の異議の受領の日から三十日の満了期日のうちいずれか遅い方の日まで、この修正に対して異議を申し立てることができる。また、(c) その後は、この修正は、異議を申し立てなかつたすべての締約政府について効力を生ずるが、このように異議を申し立てた政府については、異議の撤回の日まで効力を生じない。委員会は、異議及び撤回の名を受領したときは直ちに各締約政府に通告し、且つ、各締約政府は、修正、異議及び撤回に關するすべての通告を受領しなければならない。
- 4 いかなる修正も、千九百四十九年七月一日の前には、効力を生じない。

第十三條

委員会は、鯨又は捕鯨及びこの条約の目的に關する事項について、締約政府に随時勧告を行うことができる。

第十四條

締約政府は、この条約が要求する報告並びに統計的及び他の資料を、委員会が定める様式及び方法で、ノールウェー国サンテゾルダの国際捕鯨統計局又は

以上の証拠として、下名は、正当な委任を受け、この条約に署名した。

千九百四十六年十二月二日(ワシントン)においてイギリス語で作成した。本書の原本は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。アメリカ合衆国政府は、その認証原本を他のすべての署名政府及び加入政府に送付する。

付表

一 鯨類

- 1 次の用語は、それぞれ定められた意味を有する。
  - ひげ鯨 一ひげ鯨とは、口内にひげ又は鯨鬚を有する鯨(すなわち、鯨類以外の鯨)をいう。
  - 「シロなすがす鯨」(バラエノプトラ・ムスカルス)とは、ブル・ホエール、ミンク、ロクタル又はサルファリー、ボトムとして知られる鯨をい、ピグミーブル・ホエールを含む。
  - 「ボウヘッド鯨」(バラエノ・ミステイアクトリス)

委員会が指定する他の団体にすみやかに伝達することを確認しなければならない。

第八條

- 1 この条約の規定にかかわらず、締約政府は、同政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従つて国民のいずれかが科学的研究のために鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを認可する特別許可書をこれに与えることができる。また、この条の規定による鯨の捕獲、殺害及び処理は、この条約の適用から除外する。各締約政府は、その与えたるすべての前記の認可を直ちに委員会に報告しなければならない。各締約政府は、その与えたる前記の特別許可書をいつでも取り消すことができる。
- 2 前記の特別許可書に基づいて捕獲した鯨は、実行可能な限り加工し、また、取得金は、許可書を与えた政府の利益した指書に從つて処分しなければならない。
- 3 各締約政府は、この条の第一項及び第四條に従つて行われた研究調査の結果を含めて鯨及び捕鯨について同政府が入手しうる科学的資料を、委員会が指定する団体に、実行可能限り、且つ、一年をこえない期間ごとに送付しなければならない。
- 4 母船及び鯨体処理場の作業に關する生物学的資料の継続的な収集及び分析が捕鯨業の健全で建設的な運営に不可欠であることを認め、締約政府は、この資料を得るために実行可能なすべての措置を執るものとする。

第九條

- 1 各締約政府は、この条約の規定の適用と其の政府の管轄下の又は船舶が行う作業におけるこの条約の規定の違反の処罰を確保するため、適当な措置を執らなければならない。
- 2 この条約が捕獲を禁止した鯨については、捕鯨船

- とは、ボウヘッド、アークテティック・ライト・ホエール、グレート・ホエール、ホエール、グリーンランド・ライト・ホエール又はグリーンランド・ホエールとして知られる鯨をいう。
- 「ヒゲ鯨」(バラエノプトラ・エディニ・バラエノプトラ・プリアイ)とは、ブライズ、ホエールとして知られる鯨をいう。
- 「なすがす鯨」(バラエノプトラ・フィカルス)とは、コモン・フィンバック、コモン・ロクタル、フィン・ホエール、ヘリンタ、ホエール又はトル・フィン・ホエールとして知られる鯨をいう。
- 「くじら」(エズクリクテリス・ロバスタス)とは、グレイ・ホエール、カリフォルニア・グレイ・デイル・フィッシュ、ヘド、ヘド、マッセル・デイル、グレイ・バック又はリッパ・サックとして知られる鯨をいう。
- 「まごころ鯨」(メガアトラ・ソファエアングリア)とは、ベンチ、ハンパバック、ハンパバック、ホエール、ハンパバック、ホエール、ハンパ・ホエール又はベンチバック、ホエールとして知られる鯨をいう。
- 「ミンク鯨」(バラエノプトラ・アクトロストラ)とは、バラエノプトラ・ボナエレシス)とは、レッカー・ロクタル、リトル・ペイクト、ホエール、ミンク、ホエール、バイク、ヘド、ヘド、ホエール又はシャープ・ヘド、フィナーとして知られる鯨をいう。
- 「ヒゲ鯨」(カペリア・マルギナス)とは、ササン・ピグミー・ライト、ホエール又はピグミー・ライト、ホエールとして知られる鯨をいう。
- 「まごころ鯨」(ニカバラエナ・カラキアリス、ニカバラエナ・アウストラリス)とは、アトランティック・ライト、ホエール、アークテティック・ライト、ホ

ニール、ビスタヤーン、ライト、ホエール、ノット  
ケーパー、ノリス、アトランティック、ライト、ホ  
ニール、ノリス、ケープ、ホエール、バシフィック  
・ライト、ホエール又はサザン、ライト、ホエール  
として知られる鯨をいう。

「いわけ鯨」(ブラニアテラ・ボレアリス)と  
は、セイ、ホエール、ドルフィン、ロケットア  
ル、ボラック、ホエール又はニールフィッシュ、ホ  
エールとして知られる鯨をいう。

「鯨」とは、ここに掲げる鯨をいう。

「あかばり鯨」とは、メソプロトン属に属する鯨  
又はクビエス、ビクト、ホエール(①)アイウス、  
カピストリス)若しくはシニアーズ、ビクト  
ホエール(タスマセタス、シニアアチ)とし  
て知られる鯨をいう。

「つご鯨」とは、バイルス、ビクト、ホエール  
(メラフィウス、バイルテリ)、アノウタス、ホ  
エール(ラテフィウス、アヌキス)、サザン、ボ  
トルノリス、ホエール(ハイペロドン、ブラニアロ  
ニス)又はノーザル、ボトルノリス、ホエール(ハ  
イペロドン、アンアラタス)として知られる鯨をい  
う。

「しやち」(ホルニス、オルカ)とは、キラー  
ホエール又はオルカとして知られる鯨をいう。

「こんどう鯨」とは、ロンゴフィンド、ピロト  
・ホエール(グロビセファラ、メリナ)又は  
シヨット、フィンド、ピロト、ホエール(グロビ  
セファラ、マクロリカス)として知られる鯨をい  
う。

「まつこ鯨」(フィセテル、マクロセファルス)  
とは、スパム、ホエール、スパムセット、ホ  
エール、カサロット又はボット、ホエールとして

知られる鯨をいう。

「一般」  
「傷つける」とは、捕鯨に使用される武器によつ  
て、傷くことをいう。

「陸揚げする」とは、母船、鯨体処理場その他鯨  
を処理することのできる場所に運び移すことをい  
う。

「捕獲する」とは、旗を付けること、パイを付け  
ること又は捕鯨船に縛り付けることをいう。

「流失する」とは、傷つけ又は捕獲したが、陸揚  
げしないことをいう。

「ダウナル」とは、漂流中を發言された死鯨で請  
求者のないものをいう。

「乳を分泌中の鯨」とは、(a)ひげ鯨については、  
乳腺に現に乳を有する雌鯨をい、(b)まつこ鯨  
については、乳腺に現に乳を有しており、かつ乳  
腺の最大の厚さ(深さ)が十センチメートル以上で  
ある雌鯨をいう。この測定は、胸部中央部の乳腺の  
箇所を軸にして垂直に行うものとし、寸法は、最近値  
のセンチメートル単位で記入する。すなわち、九・  
五センチメートルと十・五センチメートルとの間の  
乳腺は十センチメートルと記入する。乳腺の寸  
法の端数が丁度〇・五センチメートルである場合に  
は、切り上げる。例えば、十・五センチメートル  
は、十一センチメートルと記入する。ただし、これ  
らの基準にかかわらず、当該鯨が乳を採取する雌鯨  
を連れていくことがその成長過程の時点においてあ  
り得ないという科学的(組織学的又は生物学的)証  
拠が当該鯨の当局に提出される場合には、当該鯨  
は、乳を分泌中の鯨とはみなさない。

「小型捕鯨」とは、艦載銃を準備した動力船に

より専らミンク鯨、つご鯨、あかばり鯨、こんどう  
鯨又はしやちを捕獲する操業をいう。

II 漁期  
母船式操業  
2 (a) 南緯四十度以南の水域においては、ミンク鯨を  
除くひげ鯨を捕獲し又は処理するため母船又はこ  
れに附属する捕鯨船を使用することは、禁止す  
る。ただし、十二月十二日から四月七日までの期  
間(両日を含む)については、この限りではな  
い。

(b) まつこ鯨又はミンク鯨を捕獲し又は処理す  
るため母船又はこれに附属する捕鯨船を使用す  
るとは、(c)及び(d)並びに5の規定に従つて締約政府  
が許可する場合を除くは、禁止する。

(c) 各締約政府は、その管轄下にあるすべての母船  
及びこれらに附属する捕鯨船に対して、捕鯨船に  
よるまつこ鯨の捕獲又は殺害が許される又は二  
以上の解禁期であつていずれの十二箇月の期間  
についても八箇月を超えないものを宣言する。た  
だし、各母船及びこれに附属する捕鯨船に対し  
て、別個の解禁期を宣言することができる。

(d) 各締約政府は、その管轄下にあるすべての母船  
及びこれらに附属する捕鯨船に対して、捕鯨船に  
よるミンク鯨の捕獲又は殺害が許される一の解禁  
期でいずれの十二箇月の期間についても継続的な  
六箇月を超えないものを宣言する。ただし、  
(1) 各母船及びこれに附属する捕鯨船に対し  
て、別個の解禁期を宣言することができる。  
(2) ミンク鯨についての解禁期は、(d)の規定に従  
つて他のひげ鯨について宣言される期間の全部  
又は一部を含む必要は必ずしもない。

3 ミンク鯨を除くひげ鯨を処理するために南緯四十  
度以南の水域において一の解禁期中に使用した母船

を当該解禁期の終了から一年以内に同一の目的た  
めに他の区域(北太平洋及びその附属水域において  
12及び17に規定する捕獲頭数が設定されることを条  
件として北太平洋及び赤道以北のその附属水域を除  
く)において使用することは、禁止する。ただし、こ  
の3の規定は、鯨の肉又は鯨物を人間の食料又は  
動物の飼料として冷凍し又は乾燥する目的のため  
の解禁期間中使用された船舶については、適用し  
ない。

鯨体処理場の操業  
4 (a) ひげ鯨及びまつこ鯨を殺し又は殺そうとする  
ため鯨体処理場に附属する捕鯨船を使用すること  
は、(b)から(d)までの規定に従つて締約政府が許可  
する場合を除くは、禁止する。

(b) 各締約政府は、その管轄下にあるすべての鯨体  
処理場及びこれらに附属する捕鯨船に  
に対して、捕鯨船によるミンク鯨の捕獲又は殺  
害又は殺害が許可される一の解禁期を宣言す  
る。この解禁期は、いずれの十二箇月の期間につ  
いても継続的な六箇月を超えない期間とし、当該  
締約政府の管轄下にあるすべての鯨体処理場に適  
用する。ただし、ミンク鯨を除くひげ鯨の捕獲又  
は処理に使用する鯨体処理場であつてミンク鯨を  
除くひげ鯨の捕獲又は処理に使用する同一の締約  
政府の管轄下にある最寄りの鯨体処理場から千マ  
イルを超える所にあるものに対しては、別個の解  
禁期を宣言することができる。

(c) 各締約政府は、その管轄下にあるすべての鯨体  
処理場及びこれらに附属する捕鯨船  
に対して、捕鯨船によるまつこ鯨の捕獲又は殺  
害が許可される一の解禁期でいずれの十二箇月の  
期間についても継続的な八箇月を超えないものを  
宣言する。ただし、まつこ鯨の捕獲又は処理に

使用する鯨体処理場であつてまつこ鯨の捕獲又  
は処理に使用する同一の締約政府の管轄下にある  
最寄りの鯨体処理場から千マイルを超える所にあ  
るものに対しては、別個の解禁期を宣言すること  
ができる。

(d) 各締約政府は、その管轄下にあるすべての鯨体  
処理場及びこれらに附属する捕鯨船  
に対して、捕鯨船によるミンク鯨の捕獲又は殺害  
が許可される一の解禁期でいずれの十二箇月の期  
間についても継続的な六箇月を超えないものを宣  
言する。この期間に、他のひげ鯨について宣言  
される(b)に定める期間と必ずしも一致するもので  
はない。ただし、ミンク鯨の捕獲又は処理に使  
用する鯨体処理場であつてミンク鯨の捕獲又は処  
理に使用する同一の締約政府の管轄下にある最寄  
りの鯨体処理場から千マイルを超える所にあるも  
のに対しては、別個の解禁期を宣言することがで  
きる。

もつとも、ミンク鯨の捕獲又は処理に使用する  
鯨体処理場であつてその位置する区域の海洋学的  
状態がミンク鯨の捕獲又は処理に使用する同一の  
締約政府の管轄下にある他の鯨体処理場の位置す  
る区域の海洋学的状態と明らかに区別できるもの  
に対しては、別個の解禁期を宣言することができる。  
しかし、この規定による別個の解禁期の宣言  
は、同一の締約政府によつて宣言される解禁期  
を連する期間がいずれの十二箇月の期間について  
も継続的な九箇月を超えるようにするものであつ  
てはならない。

(e) この4に規定する禁止は、千九百四十六年の捕  
鯨条約第二条に定義するすべての鯨体処理場に適  
用する。

その他の操業

5 各締約政府は、その管轄下にある捕鯨船で母船又  
は鯨体処理場と連繋して作業しないすべてのもの  
に対して、それらの捕鯨船によるミンク鯨の捕獲又は  
殺害が許可される一の解禁期でいずれの十二箇月の  
期間についても継続的な六箇月を超えないものを宣  
言する。この規定にかかわらず、グリーンランドに  
関する限り、九箇月を超えない継続的な一の解禁期  
を設定することができる。

III 捕獲  
6 商業的目的のために非破壊鯨船を使用してミンク  
鯨を除く鯨を殺すことは、千九百八十年から千九百  
八十一年までの母船による捕鯨の解禁期及び千九百  
八十一年の鯨体処理場による捕鯨の解禁期の始めよ  
り禁止する。商業的目的のために非破壊鯨船を使用し  
てミンク鯨を殺すことは、千九百八十二年から千九  
百八十三年までの母船による捕鯨の解禁期及び千九  
百八十三年の鯨体処理場による捕鯨の解禁期の始め  
より禁止する。

7 条約第五条(c)により、商業的捕鯨は、母船式操  
業によるか鯨体処理場によるかを問わず、インド洋  
保護区として指定された区域においては、禁止す  
る。この区域は、北半球のアフリカ沿岸から東経百  
度までの水域(紅海、アラブ海及びオマーン湾を  
含む)及び南半球の南緯五十五度を南緯南緯線とす  
る東経二十度から東経百二十度までの水域から成  
る。この禁止は、インド洋保護区におけるひげ鯨又  
は鯨鯨の獲獲につき委員会によつて随時決定される  
分類にかかわらず適用する。この禁止は、委員会  
が別段の決定を行う場合を除くは、千九百九十二  
年十月二十四日まで適用する。

8 母船のための区域限定  
次の区域では、ミンク鯨を除くひげ鯨を捕獲し又  
は処理するために母船又はこれに附属する捕鯨船を

使用することは禁止する。

(a) 北緯六十六度以北の水域、ただし、東経百五十度から東経百四十度までにおいては、母船又は捕鯨船によるひげ鯨の捕獲又は殺害は、北緯十六度と北緯七十二度との間で許可する。

(b) 南緯四十度以北の太平洋及びその附属水域

(c) 南緯四十度と北緯三十五度との間にある西経百五十度以東の太平洋及びその附属水域

(d) 南緯四十度と北緯二十度との間にある西経百五十度以西の太平洋及びその附属水域

(e) 南緯四十度以北のインド洋及びその附属水域

区域及び区分の分類

- 9 (a) 区域の分類
- 南半球のたたり鯨を除くひげ鯨に係る区域は、水緯辺と赤道との間の水域で第一表及び第二表に掲げる経度線の間にあるものとする。
- (b) 区分の分類
- 南半球のまっところ鯨に係る区分は、水緯辺と赤道との間の水域で第三表に掲げる経度線の間にあるものとする。
- (c) 北太平洋における地理的限界
- 北太平洋におけるたがす鯨、ミンク鯨及びひげ鯨の資源についての地理的限界は、次のとおりとする。
- たがす鯨資源
- 1 ノヴァアスコシヤ  
北緯四十七度西経五十四度、北緯四十六度西経五十四度三十分、北緯四十五度西経四十二度及び北緯二十度西経四十二度を通る線の南側
  - 2 ニーロフランドリイラブラドル  
北緯七十五度西経七十三度三十分、北緯六十九度西経五十九度、北緯六十二度西経五十九度、北緯五十二度西経四十二度及び北緯

- 4 東グリーンランドアイスランド  
フアベル岬(南グリーンランド)、北緯五十九度西経四十四度、北緯五十九度西経四十二度及び北緯二十度西経四十二度を通る線の東側で、北緯二十度西経四十八度、北緯六十度西経十八度、北緯六十八度東経三度及び北緯七十四度東経三度を通る線の西側で、かつ、北緯七十四度の南側
- 5 ノールウェイ  
北緯七十四度西経二十二度、北緯七十四度東経三度、北緯六十八度東経三度、北緯六十七度東経三度及び北緯六十七度東経十四度を通る線の北側
- 6 ノールウェイ及びフアロ諸島  
北緯六十七度東経十四度、北緯六十七度東経三度及び北緯六十度西経十八度を通る線の南側で、かつ、北緯六十二度西経十六度、北緯六十一度東経三度及びアイスランド(グリーンランド)のリュンゲルデン西側湾を通る線の北側
- 7 スペイン・ポルトガル・英国諸島

- テイボレン(グリーンランド)、北緯六十一度東経三度及び北緯六十度西経十六度を通る線の南側で、かつ、北緯六十三度西経十二度、北緯六十二度西経十八度及び北緯二十度西経十八度を通る線の東側
- ミンク鯨資源
- 1 カナダ東沿岸  
北緯七十五度西経七十三度三十分、北緯六十九度西経五十九度、北緯六十二度西経五十九度、北緯五十二度西経四十二度及び北緯二十度西経四十二度を通る線の西側
  - 2 西グリーンランド  
北緯七十五度西経七十三度三十分、北緯六十九度西経五十九度、北緯六十二度西経五十九度、北緯五十二度西経四十二度、北緯五十九度西経四十二度、北緯五十九度西経四十四度及びフアベル岬を通る線の西側
  - 3 中央  
フアベル岬(南グリーンランド)、北緯五十九度西経四十四度、北緯五十九度西経四十二度及び北緯二十度西経四十二度を通る線の東側で、北緯二十度西経十八度、北緯六十度西経十八度、北緯六十八度東経三度及び北緯七十四度東経三度を通る線の西側で、かつ、北緯七十四度の南側
  - 4 北東  
北緯二十度西経十八度、北緯六十度西経十八度、北緯六十八度東経三度及び北緯七十四度東経三度を通る線の東側で、かつ、北緯七十四度東経三度及び北緯七十四度西経二十二度を通る線の北側

- いし鯨資源
- 1 ノヴァアスコシヤ  
北緯四十七度西経五十四度、北緯四十六度西経五十四度三十分、北緯四十五度西経四十二度及び北緯二十度西経四十二度を通る線の南側
  - 2 アイスランドリイラブラドル海峽  
フアベル岬(南グリーンランド)、北緯五十九度西経四十四度、北緯五十九度西経四十二度及び北緯二十度西経四十二度を通る線の東側で、北緯二十度西経四十八度、北緯六十度西経十八度、北緯六十八度東経三度及び北緯七十四度東経三度を通る線の西側で、かつ、北緯七十四度の南側
- 東
- 北緯二十度西経十八度、北緯六十度西経十八度、北緯六十八度東経三度及び北緯七十四度東経三度を通る線の東側で、かつ、北緯七十四度東経三度及び北緯七十四度西経二十二度を通る線の北側
- (d) 北太平洋における地理的限界
- 北太平洋におけるまっところ鯨、たたり鯨及びミンク鯨の資源についての地理的限界は、次のとおりとする。
- まっところ鯨資源
- 1 西区分  
水緯辺から百八十度の子午線に沿って南に西経百八十度北緯五十度まで、そこから北緯五十度の緯度線に沿って東に西経百六十度北緯五十度まで、そこから西経百六十度の子午線に沿って南に西経百六十度北緯四十度まで、そこから北緯四十度の緯度線に沿って東に西経百五十度北緯四十度まで、そこから西経百五十度の子午線に沿って南に赤道までの線の西側

- 2 東区分  
前項に規定する線の東側にたたり鯨資源
  - 東シナ海資源  
琉球諸島の西側
  - 西資源  
西経百六十度の子午線の西側(東シナ海資源区域を除く)
  - 東資源  
西経百六十度の子午線の東側(ベルギー資源区域を除く)
  - ミンク鯨資源  
日本海、東シナ海、フィリピン諸島、台湾、琉球諸島、九州、本州、北海道及び樺太を通る線の西側で、かつ、赤道の北側
  - オホシツク海、西太平洋  
日本海、東シナ海、東シナ海資源の東側西経百八十度まで、かつ、赤道の北側
  - その他  
オホシツク海、西太平洋資源の東側で、かつ、赤道の北側
- (e) 南半球におけるたたり鯨資源の地理的限界
- 南インド洋  
東経二十度から東経百三十度まで  
赤道の南側
- ソロモン諸島  
東経百五十度から東経百七十度まで  
南緯二十度から赤道まで
- 南太平洋西部  
東経百三十度から西経百五十度まで  
赤道の南側(ソロモン諸島資源区域を除く)
- ペルー

- 西経百十度から南アメリカ沿岸まで  
南緯十度から北緯十度まで
- 南太平洋東部  
西経百五十度から西経七十度まで  
赤道の南側(ベルギー資源区域を除く)
- 南大西洋  
西経七十度から東経二十度まで  
赤道の南側(南アフリカ沿岸資源区域を除く)
- 南アフリカ沿岸  
東経二十七度以西の南アフリカ海岸から二百メートル等深線まで
- 資源の分類
- 10 すべての鯨資源は、科学小委員会の助言に従って次の三の種類のうちいずれかの種類に分類する。
- (a) 維持管理資源(MMS)とは、最大の持続的生産量(以下「MSY」といふ)を達成する資源水準を十パーセント以上下回らない資源をいう。MSYは、鯨の数を基礎として決定する。
- 資源は、ほぼ一定した捕獲により相当の期間にわたって安定した水準を維持している場合において、他の種類に分類する確率的な証拠がない限り、維持管理資源に分類する。
- 商業的捕鯨は、科学小委員会の助言に従って維持管理資源について許可する。この資源については、第一表、第二表及び第三表に掲げる。
- MSYを達成する資源水準以上の資源について許可される捕獲頭数は、MSYの九十五パーセントの頭数を超えてはならない。
- MSYを達成する資源水準とこの水準を十パーセント下回る水準との間にある資源について許可される捕獲頭数は、当該資源がMSYを達成する

資源水準をパーセント回ることMSYの九  
十パーセントの頭数からこの頭数の十パーセント  
を減じた頭数を超えてはならない。

(b) 初期管理資源 (IMS) とは、MSYを達成す  
る資源水準を二十パーセント以上上回る資源をい  
う。商業的捕鯨は、効果的な方法により及び適正  
な水準以下に減少させることなく初期管理資源を  
MSYを達成する資源水準に引き下げた後に適正  
な水準に維持するための必要な措置に関する科学  
小委員会の助言に従い、初期管理資源について許  
可する。この資源について許容される捕獲頭数  
は、MSYが判明している場合には、MSYの九  
十パーセントの頭数を超えてはならない。一層適  
切な場合には、捕獲努力量は、MSYを達成する  
資源水準にある資源についてMSYの九十パー  
セントの頭数を捕獲するものに制限する。

継続的な一層高い比率による捕獲が資源をMS  
Yを達成する資源水準以下に減少させることがな  
いという積極的な証拠がない場合には、推定され  
る開発可能な初期資源の五パーセントを超えな  
頭数を一年に捕獲してはならない。開発は、科学  
小委員会が満足する推定資源量が得られるまで開  
始してはならない。初期管理資源に分類される資  
源については、第一表、第二表及び第三表に掲げ  
る。

(c) 保護資源 (PS) とは、MSYを達成する資源  
水準をパーセント以上上回る資源をいう。  
商業的捕鯨は、保護資源については、禁止す  
る。保護資源に分類される資源については、第一  
表、第二表及び第三表に掲げる。

(d) この10の他の規定にかかわらず、母船又はこれ  
に附属する捕鯨船によりミンク鯨を除く鯨を捕獲  
し、殺し又は処理することは、停止する。この停

止は、まづこゝ鯨及びしやち並びにミンク鯨を除  
くひげ鯨に適用する。

(e) この10の他の規定にかかわらず、あらゆる資源  
についての商業的目的のための鯨の捕獲頭数は、  
千九百八十六年の鯨処理場による捕獲の解禁期  
及び千九百八十五年から千九百八十六年までの母  
船による捕獲の解禁期において並びにそれ以降の  
解禁期において等とする。この(e)の規定は、最良  
の科学的助言に基づいて検討されるものとし、委  
員会は、遅くとも千九百九十年までに、この(e)の  
規定の鯨資源に与える影響につき包括的試験を行  
うとともにこの(e)の規定の修正及び他の捕獲頭数  
の設定につき検討する。

第一表、第二表、第三表 (略)  
付表11-31 (略)

●千九百四十六年十二月二日  
にワシントンで署名された  
国際捕鯨取締条約の議定書

(抄)

署名 一九五六年一月九日 (ワシントン)  
効力発生 一九五九年五月四日  
日本国 一九五六年一月二十九日署名、五七  
年五月一日国会承認、五月一七日  
内閣決定、五月二十四日批准書寄託、  
五九年五月一六日公布、条約第一五  
号、五月四日発効

千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名され

た国際捕鯨取締条約(以下「千九百四十六年の捕鯨条  
約」といふ)の締約政府は、同条約の適用範囲を(リ  
ンゴタールその他の島嶼にまで拡大し、及び委員会が  
修正することができる附表の規定中に監督の方法に関  
する規定を加えることを希望して、次のとおり協定す  
る。

第三条

- 1 この議定書は、千九百四十六年の捕鯨条約の締約  
政府による署名及び批准のため、又は加入のために  
開放するものとする。
  - 2 この議定書は、千九百四十六年の捕鯨条約のすべ  
ての締約政府のために、批准書がアメリカ合衆国政  
府に寄託され、又は加入通告書が同国政府により受  
領された日に効力を生ずる。
  - 3 アメリカ合衆国政府は、すべての寄託された批准  
及び受領した加入を千九百四十六年の捕鯨条約のす  
べての署名政府及び加入政府に通報する。
  - 4 この議定書は、署名のために開放される日の日付  
を有し、かつ、その日の後十四日間署名のために開  
放しておき、この期間の後には、加入のために開放す  
る。
- 以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、こ  
の議定書に署名した。

千九百五十六年十一月十九日にワシントンで、英語  
により本書を作成した。その原本は、アメリカ合衆国  
政府の記録に寄託する。アメリカ合衆国政府は、その  
認証原本を千九百四十六年の捕鯨条約のすべての署名  
政府及び加入政府に送付する。

●南極アザラシ保存条約 (南  
極のあざらしの保存に関する条  
約)

作成 一九七二年二月一日(ロンドン)  
効力発生 一九七二年三月一日  
日本国 一九七二年二月二八日署名、八〇  
年五月九日国会承認、八月一九日内  
閣決定、八月二八日条約書寄託、九  
月五日公布、条約第二七号、九月二  
七日発効  
改正 一九九〇年五月一九日外告第一七二  
号

締約国は、  
千九百五十九年十二月一日にワシントンで署名され  
た南極条約に基づいて採択された南極の動物相及び植  
物相の保存のための合意された措置を想起し、  
南極のあざらしが商業的捕獲から害を受けやすいこ  
とについて広く懸念されていること及びそのため効果  
的な保存措置が必要であることを認め、  
南極のあざらし資源が海洋の環境における重要な生  
物資源であり、この生物資源の効果的な保存のため国  
際協定が必要とされていることを認め、  
このあざらし資源を過度の捕獲によつて枯竭させる  
べきではなく、したがつて、いかなる捕獲もその資源  
の持続的生産の水準を越えないように規制すべきであ  
ることを認め、  
科学的知識を改善し、もつて捕獲を合理的な基礎の

上に置くため、南極のあざらし資源に関する生物学上  
の調査その他の調査を奨励するとともに、これらの調  
査及び将来の捕獲活動に係る統計に基づいて情報を得  
るようあらゆる努力を払ふべきであり、その結果とし  
て適当な追加の規制措置について定めることができる  
ことを認め、

国際学術理事会の南極研究科学委員会 (SCA  
R) が、この条約において同委員会に要請される任務  
を遂行する意思を有することに留意し、  
南極のあざらしの保護、科学研究及び合理的な利  
用を図るとの目的を推進し及び達成すること並びに生  
態系の満足すべき均衡を維持することを希望して、  
次のとおり協定した。

- 第一条 適用範囲
- (1) この条約は、南緯六十度以南の海域に適用するも  
のとし、締約国は、この海域について南極条約第四  
条の規定を確認する。
  - (2) この条約は、次の種類について適用することがで  
きる。  
みなみのぞうあざらし (ミロウカ・レオニ  
ナ)  
ひよりあざらし (ヒョドルガ・レプトニョ  
ス)  
ウニツデルあざらし (アトニコリス・ウニ  
デルリ)  
かにかくあざらし (ロボトン・カルキソフア  
ス)  
ロスあざらし (オノマトフ・カ・ロス)  
みなみおとせい属 (アルタトケワアルス属)  
に属する種類
  - (3) この条約の附属書は、この条約の不可分の一部  
となす。

第二条 実施

- (1) 締約国は、自国民又は自国を旗国とする船舶が、  
この条約の他の規定に従う場合を除くほか、前条に  
掲げる種類のあざらしをこの条約の適用される区域  
内で殺さず又は捕獲しないことに同意する。
- (2) 締約国は、自国民及び自国を旗国とする船舶につ  
いて、この条約を遂行するために必要な法令その他  
の措置 (適当な許占制度を含む) をとる。

第三条 附属書に定める措置

- (1) この条約は、締約国が採択する措置について定め  
ている附属書を含む。締約国は、将来、あざらし資  
源の保存、科学研究及び合理的かつ人道的な採用  
に関する他の措置を随時採択することができるもの  
とし、これらの措置は、特に次の事項について定め  
る。  
(a) 捕獲許容量  
(b) 保護される種類及び保護されない種類  
(c) 解禁期及び禁捕期  
(d) 解禁区域及び禁捕区域の指定 (保護区域の指定  
を含む)  
(e) あざらしの生活を乱すことが禁止されている特  
別区域の指定  
(f) 種類ごとの性別、大きさ又は年齢に係る制限  
(g) 捕獲の時間に係る制限並びに捕獲努力量及び捕  
獲方法についての制限  
(h) 使用する器具、装置及び器具の型式及び仕様  
(i) 捕獲報告その他統計上及び生物学上の記録  
(j) 科学的情報の検討及び評価を査定するための  
手続  
(k) その他の規制措置 (効果的な検査制度を含む)
- (2) (1)の規定により採択される措置は、入手可能な最  
良の科学的及び技術上の証拠に基づいたものとする
- (3) 附属書は、第九条に定める手続に従つて随時改正